

一般社団法人 東京学芸大学附属小金井中学校同窓会

定款施行細則

第1章 常任幹事

第1条 当法人の常任幹事の員数は、1卒業年度に4名程度とし、各卒業年度から最低1名の選出が望ましい。

2 前項の規定に関わらず、理事会が特に認めた場合、1卒業年度に4名を超える員数を随時選出することができるものとする。

第2条 理事会は、以下の基準にしたがい、常任幹事となる者を選出する。

- (1) 当法人の正会員であり、かつ常任幹事にふさわしい者を選出する。
- (2) 1卒業年度につき原則として4名まで選出する。

第2章 名誉職

第3条 当法人は、母校の発展及び同窓会活動等に特に寄与した者に感謝と敬意を表し、名誉職として常任顧問、顧問、相談役、参与を置く。

2 前項の名誉職は、任期のないものとする。

第3章 会計

第4条 当法人の資産は、次のとおりとする。

1. 卒業会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄付金品
5. その他の収入

第5条 当法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

第6条 当法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎会計年度の開始前に理事会が編成し、常任幹事会の承認決議を経なければならない。

第7条 当法人の収支決算は、毎会計年度終了後に代表理事が作成し、常任幹事会に報告しなければならない。

第8条 既納の金品は、返還しない。

第9条 当法人の正会員の卒業会費は、金 10,000 円とする。

第4章 施行細則の変更

第10条 本定款施行細則を変更するには、総常任幹事の半数以上であって、総常任幹事の議決権の3分の2以上の賛成を得た常任幹事会の決議によらなければならない。

第5章 附 則

第11条 任意団体たる「東京学芸大学附属小金井中学校同窓会」の会員は、当法人成立後に、自動的に「一般社団法人東京学芸大学附属小金井中学校同窓会」の会員となる。ただし、異議を述べた者についてはこの限りではない。